

防衛装備庁

選考採用試験（一般職相当（課長補佐級・係長級））受験案内

防衛装備庁では、防衛装備行政に関する業務に強い関心を有し、共に防衛装備行政の様々な課題に立ち向かうことができる民間企業等において勤務経験を有する方を募集します。

1 職務内容及び待遇

国家公務員一般職（大卒程度：行政、高卒：事務）試験に合格した者相当として採用し、別紙に記載する職務を担当することが期待される課長補佐級相当職員又は係長級相当職員として任用します。

2 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力その他総合的な能力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

3 応募資格

【課長補佐級】

大学卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等における正社員又はそれに準ずる職務経歴が令和6年4月1日現在で通算13年以上（高卒の場合は18年）以上となる者

【係長級】

大学卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等における正社員又はそれに準ずる職務経歴が令和6年4月1日現在で通算7年以上（高卒の場合は12年）以上となる者

※当該資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書等をご提出いただきます。なお、勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんのでご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

ただし、次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 給与・手当

給与は「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）」に基づき、各人のこれまでの経歴に即して支給されます。手当としては、地域手当、扶養手当、期末手当・勤勉手当、超過勤務手当等があります。

<給与の一例>

【課長補佐級】

大学卒業後25年の実務経験を有する者が採用された場合

月給：485,000円程度（通勤、扶養、超過勤務手当除く。）

【係長級】

大学卒業後20年の実務経験を有する者が採用された場合

月給：395,000円程度（通勤、扶養、超過勤務手当除く。）

5 勤務時間及び休暇

勤務時間は、1日7時間45分、原則として土、日曜日及び祝日等は休みで週休2日制を実施しています。

休暇は、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰り越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等）、介護休暇があります。

6 採用予定数等

区分	採用予定数	採用予定日	採用予定地
課長補佐級	15名程度※1	令和6年4月1日 以降※2	防衛装備庁本庁 又は 防衛装備庁各研究所
係長級			

※1 欠員状況に応じて変動する可能性があります。

※2 採用日は個別に調整いたします。また、選考日程の変更、その他の事情により採用予定時期が変更になる場合があります。

7 選考方法等

選考	試験内容	合格発表
1次選考	○書類選考 ○小論文試験	令和6年2月下旬予定 (1次選考合格者の方のみに連絡)
2次選考 (1次選考後順次実施)	○口述試験※	令和6年3月上旬予定 (2次選考受験の方全員に連絡)

※ 口述試験はオンライン又は防衛装備庁（住所：東京都新宿区市谷本村町5-1）で実施します。

8 応募手続

防衛省又は防衛装備庁のHP内から下記の資料をダウンロードし、下表のメールアドレスまで送付してください。（郵送による応募は受け付けません。）

必要書類	受付期間	書類送付先
・履歴書 ・職務経歴書 ・小論文	令和6年1月10日（水） から 令和6年1月31日（水）	s-saiyou.gh@ext.atla.mod.go.jp

※提出頂いた書類に係る個人情報採用活動にのみに使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。

※応募者が多数となる場合は、繰り上げて締め切ることがあります。

その場合は上記応募期間中であっても受付出来ませんのであらかじめご了承下さい。

9 その他

- (1) 自衛隊法に基づく守秘義務や兼業・兼職などに制限があります。
- (2) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (3) 現在、当庁で募集している非常勤職員、任期付職員との併願も可能です。
- (4) その他、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

連絡先 防衛装備庁長官官房人事官付採用担当

電話：03-3268-3111（内線35823・35827）

メール：s-saiyou.gh@ext.atla.mod.go.jp（担当）小倉、小林

職務項目	職務内容等・求める人材
行政一般	<p>【課長補佐級】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛装備行政及び防衛装備品の開発事業に関する政策の企画・立案、調査・分析、各種事業のプロジェクト管理（マネジメント）又は防衛装備品等の調達業務及び関係各所（防衛省内外、国内外の民間企業等）との折衝・調整、説明等の業務を行う。 民間企業等におけるプロジェクトの推進に係る実務経験を有していることが望ましい。 <p>【係長級】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛装備行政及び防衛装備品の開発事業に関する業務の企画・立案、情報収集・整理・調査・分析及び関係各所（防衛省内外、国内外の民間企業等）との折衝・調整、防衛装備品の調達、各種情報システムの運用、行政文書管理等の業務を行う。
英語を活かした 防衛装備行政	<p>【課長補佐級】</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語を用いた防衛装備行政に関する政策の企画・立案、調査・分析、各種事業のプロジェクト管理（マネジメント）及び関係各所（防衛省内外、国内外の民間企業等）との折衝・調整、説明並びに海外出張・国際会議等への対応等の業務を行う。 英語を用いた諸外国との調整、資料調査・分析が可能であること。 <p>【係長級】</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語を用いた防衛装備行政に関する業務の企画・立案、翻訳、情報収集整理・調査・分析、及び関係各所（防衛省内外、国内外の民間企業等）との折衝・調整、海外出張・国際会議等への対応等の業務を行う。 英語を用いた諸外国との調整、資料調査・分析が可能であること。

※上記業務は想定される主要業務であり、具体的に担当いただく個別の業務については、採用予定者の経歴・適性を踏まえ決定します。

※採用後一定期間経過後、異動等により採用時と異なる防衛装備行政の企画・立案、調整等の業務に従事する場合があります。

【求められる役割】

区分	求められる役割
課長補佐級	課長等を補佐し、実務者レベルでの取りまとめ役としてプロジェクトを推進する。
係長級	グループの一員として担当分野の実務を主体的に推進する。